

貯留についての一般注意事項

I 廃液と廃液の混合

廃液は同系別に区分して貯留するのが原則であるが、有害廃棄物の分類表中の「分別」欄内の系のものは、混合によって危険な反応をしない場合、混ぜてもよい。混合による爆発、発火、危険ガスの発生等は勿論のこと、2層になったり、沈殿ができたり、重合して固化することなども十分に注意すること。

II 放流してもよい廃液

1. 有害物を含まない酸・アルカリ（HCl, H₂SO₄, HNO₃, NaOH, NH₄OH等）の廃液は、5%以下に希釈し、中和の上、さらに希釈して放流してよい。
2. 有害物を含まない水分95%以上の生分解性のもの（アルコール類、脂肪酸、糖類、アミノ酸、ペプチド、アセトン等）の廃液は放流してもよい。

III 総合安全衛生管理機構で扱わない廃棄物

1. 廃液物の分類の不備や内容物の不明なものは勿論であるが、以下のものも受け付けない。
 - 1) 放射性物質を含むもの
 - 2) 病原体の付着したもの及び医療廃棄物
 - 3) 爆発性物質を含むもの
 - 4) Be, Se, Te, Osやその化合物
 - 5) 猛毒物質（ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等）
 - 6) PCB
 - 7) 発ガン性の強い物質
 - 8) 濃いエーテル類
 - 9) 固形廃試薬
 - 10) 実験用動物死骸
 - 11) その他、処理不能のもの（不燃性固形物）、有毒・危険性のあるものや「有害廃棄物の分類」に該当しないもの
2. 易燃性ゴミ（紙くず、木くず、繊維くず、植物性残渣、厨房及び食堂残渣）は所定場所に飛散しないようにして保管すること。
なお、有害物質の付着したろ紙、薬包紙、ティッシュペーパー、ウエス、シリカゲル等は、別途収集し総合安全衛生管理機構で処分する。
3. 不燃性ゴミ（金属くず、ガラスくず、灰類、がれき、土砂、セメントくず、空カン、空ビン等）は所定場所に分別した後、飛散しないようにして保管すること。
4. 使用済み乾電池、蛍光灯は指定された場所で保管すること。